

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

1.（自動継続）

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息の計算は、6か月複利の方法で計算し、満期日以後に支払います。ただし、この預金のうち、単利型で預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 単利型で預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および複利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型 2 年定期預金 (M 型) の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型 2 年定期預金 (M 型) と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (M 型) (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型 2 年定期預金 (M 型) に継続します。
- ③ 単利型で預入日の 2 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息 (中間払利息を除きます。) は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) ① この預金を共通規定第 4 条第 1 項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第 4 条第 3 項の規定により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続した時は最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 3 位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6 か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。
- A. 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|--------------|----------------|
| a | 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率 × 5 0 % |
| c | 1 年以上 3 年未満 | 約定利率 × 7 0 % |
- B. 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
f	2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

C. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
g	3年以上5年未満	約定利率×60%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
g	3年以上4年未満	約定利率×40%
h	4年以上5年未満	約定利率×60%

- ② なお、この預金を共通規定第4条第1項の規定により預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以降に1万円以上1万円単位の金額で一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は前号に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回ることとなる一部解約の取扱いは行ないません。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、また通帳式の場合には通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書もしくは通帳とともに当店へ提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。
- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前期2.(2) Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

※ ご預金が通帳式の場合には、上記規定の「証書」と記載された部分を「通帳」とお読み替えください。

以 上